

令和元年度企画展

おん

る

遠流の地

土佐



令和元年度企画展

おん

る

遠流の地

土佐



## 企画展「遠流の地 土佐」

会 期 令和2年1月10日(金)～3月8日(日)

主 催 高知県立歴史民俗資料館(公益財団法人 高知県文化財団)

特別協力 公益財団法人 冷泉家時雨亭文庫

後 援 高知県教育委員会、高知新聞社、朝日新聞高知総局、毎日新聞高知支局、

読売新聞高知支局、産経新聞高知支局、共同通信社高知支局、時事通信社高知支局、

NHK高知放送局、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、KSSさんさんテレビ、

KCB高知ケーブルテレビ、エフエム高知、高知シティFM放送

## いあらわし

「遠流」<sup>おんる</sup>とは、古代の日本で行われた刑罰である流刑のひとつです。当時の都・京都からの距離によって、「近流」<sup>こんる</sup>・「中流」<sup>ちゅうる</sup>・「遠流」<sup>えんる</sup>の三流が存在しました。その中で一番重い刑罰が「遠流」です。佐渡や隠岐などの離島に加え、土佐の地も「遠流の地」と定められ、土御門上皇<sup>つちみかどじょうこう</sup>など多くの人が流されてきました。

意外なことに、いままで高知県内の博物館において「遠流」や「配流」を真正面から取り上げた展覧会は行われておりません。今回の展覧会では、あえて「遠流」を真正面から取り上げます。古代に始まった流刑の歴史をたどるとともに、「遠流の地」が土佐の文化へいかなる影響を与えたのかの考察も試みました。

かつての天皇である土御門上皇をはじめ、法然・毛利勝永・伊達宗勝ら、土佐へ流された人びとの資料を一堂に集め、これまであまり注目されてこなかった「遠流」と向き合います。さらに、土佐藩における追放刑である「禁足」など、土佐藩内の「配流」に関する資料も公開します。

また、本展企画の一環として、土佐にとどまらず日本の流刑について深く掘り下げる連続講座を実施することとしており、講師をつとめる各先生方からは本誌のために玉稿を賜りました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

最後になりましたが、これまで当館へ貴重な資料をご寄贈・ご寄託くださった皆様をはじめ、本展開催に際し、貴重な資料をご出品賜りました関係各位に、改めてお礼申し上げます。

令和2年1月10日

高知県立歴史民俗資料館

館長 樋口 毅彦

# 目次

こあらび	3
目次	4
凡例	6
特別寄稿 中世日本の流罪と土佐 清水克行	7
プロローグ 「歴史」として語られる「遠流」	15
コラム 「遠流」の伝承と祭祀Ⅰ 土御門上皇が残した「おめんさま」 石畑匡基	22
I 遠流の誕生と土佐	23
一 遠流のはじまり	24
二 武士の世の遠流	32
コラム 南の境界、土佐を目指す人びと――茶教房の土佐下向と山林資源―― 目良裕昭	40
II 土佐山内家への「預人」	42
一 把握される「預人」	43
コラム 預人となった山内家一門 山内豊明 石畑匡基	66
二 土佐へ漂着する人々	67
III 近世土佐における追放刑	74
一 土佐における「御預」	75
二 城下からの追放	82
コラム 資料からみる近世土佐の追放刑 八嶋義之	92
エピローグ 遠流の終焉と監獄の誕生	94
コラム 「遠流」の伝承と祭祀Ⅱ 菅原高視公墓前祭 石畑匡基	98
特論 明治における近代国家の形成と流刑・徒刑 赤司友徳	100
資料紹介 安芸市立歴史民俗資料館蔵「御預人」 石畑匡基	108
展示資料目録	116
遠流の地土佐関係年表	118
主要参考文献	122
謝辞 協力者一覧	123



## 凡例

- 本書は、高知県立歴史民俗資料館において、令和2年1月10日(金)～令和2年3月8日(日)に開催する企画展「遠流の地 土佐」の展示解説図録である。
- 会期中、資料保護のため展示資料を一部変更することがある。また資料番号は展示全体の流れを考慮して付したが、実際の展示順とは異なる場合がある。
- 途中で名前が変わるなど、一般的な呼称が複数ある人物については毛利勝信など二つの名前に統一した。
- 積文については一部、適宜読点や傍注を付している。
- 旧字・異体字は基本的に新字としたが、史料引用や積文はこのかぎりではない。また、合字は平仮名に直している。
- 旧地名を用いる場合は、「土佐(高知県)」のように、現在の地名を適宜補った。
- 本書の特論及びコラムについては、当館資料調査員目良裕昭氏、福岡市博物館市史編さん室八嶋義之氏、九州大学医学歴史館赤司友徳氏より玉稿をいただいた。また、明治大学教授清水克行氏より特別寄稿として玉稿を賜った。
- 本書の編集・執筆は、当館学芸員石畑匡基が担当した。
- また、積文や各種のデータ入力では当館学芸補助員久保由美の協力を得た。併せて、福岡市博物館市史編さん室の八嶋義之氏より積文のご教示を得た。

# 特別寄稿 中世日本の流罪と土佐

明治大学 清水克行

## 一、「境界の地」のゆらぎ

「北は北海道から南は沖縄まで……」。これはテレビのニュースや天気予報などで、「日本全国」を表現するときのお馴染みの言いまわしだろう。ところが、同じような言いまわしは、古代～中世の日本にもあった。次に掲げるのは、平安時代の法令集『延喜式』の記述である。

「四方の堺、東方陸奥、西方遠値賀、南方土佐、北方佐渡」

つまり、まだ北海道や沖縄が日本国には含まれておらず、正確な測量にもとづく日本地図もなかった時代、日本国の北の境界は陸奥(とくに外ヶ浜、現在の青森県津軽半島付近)、西の境界は遠値賀島(現在の長崎県五島列島)、南の境界は土佐(現在の高知県)、北の境界は佐渡島(現在の新潟県佐渡)と認識されていたのである。ただし、これらの地名は史料によって微妙に異なり、北の境界を蝦夷が嶋(現在の北海道)、西の境界を鬼界島(現在の鹿児島県薩南諸島)や対馬(現在の長崎県対馬)とする史料なども存在する。いずれにしても、古代～中世の日本人にとって、日本国とは、ほぼ本州と四国・九州を中心に構成されるもので、その境界は人によって微妙な認識のちがいがあった。

このうち南の境界として認識されている土地が、本稿の主題となる土佐国である。土佐国は古代の律令制度以来、「遠流の地」と位置づけられ、承久の乱で敗れた土御門上皇はじめ、浄土宗の開祖法然、歌人の京極為兼など、土佐国に流刑に処された人々は数多い。この「遠流の地 土佐」という位置づけも、さきに述べたような古代～中世人の国土観に由来するものといえるだろう。古代～中世において土佐は日本国の境界、「僻遠の地」であり、重罪人を流すのにちょうど良い場所と認識されていたのである。